２　法第五十二条の二十一の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務は、前項第六号から第九号まで、第十二号及び第十四号から第十七号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含み、当該銀行持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く。）とする。

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第三十四条の十四の五　銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の二第二項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［三～七　略］

２　［略］

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する当該銀行持株会社又はその子会社に類する者として内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、当該子会社を除く。）とする。

［号を削る。］

［項を削る。］

２　法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行持株会社又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二　他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三　他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六　他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

［号を削る。］

七　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八　他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

［項を加える。］

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第三十四条の十四の五　銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［三～七　同上］

２　［同上］

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六　法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（当該銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。）

二　当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ　第十七条の二第四項第四号に掲げる者

ロ　他の銀行持株会社の銀行持株会社集団

ハ　長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団

２　前項第二号ハに規定する「長期信用銀行持株会社集団」とは、長期信用銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。

３　［同上］

一　他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行持株会社又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二　他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三　他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四　他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五　他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六　他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七　他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八　他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

九　他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務